

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第63条第2項
処分の概要	登記未了による設立認可の取消し
法令の定め	農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号) 第63条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。 2 組合が第59条第1項の設立の認可があった日から90日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取消することができる。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudokujourei.html)